

# 第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月28日（金）午後1時30分から午後2時まで
2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室
3. 出席委員  
農業委員（14名）

会長	7番	霜鳥 勝範			
委員	1番	内田 芳昭	2番	丸山 嘉之	4番 鹿島 幸一
	5番	石川 道夫	6番	竹内 則孝	8番 池上 裕子
	9番	関原 正晴	10番	生井 一広	12番 白石 英一
	14番	樗澤 忠信	15番	田地野 賢一	16番 横尾 一弘
	17番	吉尾 正治			
4. 欠席委員（3名）

3番	竹田 賢一	11番	高橋 敏明	13番	丸山 光浩
----	-------	-----	-------	-----	-------
5. 提出議題

報告第 4号	農用地利用集積計画の変更届出について
報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 6号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第 7号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第 8号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
議案第 6号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 8号	農用地利用集積計画について
議案第 9号	農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について
議案第10号	令和7年度以降の農地の参考賃借料の設定について
議案第11号	地域計画(案)に関する意見聴取について
6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員  
局長 高橋 正一 次長 大沢 光紀 係長 山口 修 主事 吉川 俊輝

## 7. 会議の概要

局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、14名です。  
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会長 皆さんお疲れ様です。  
今月19日に上・中越地区の地域別農業委員会会長・事務局長会議があり、事務局長と出席しました。会議では農業委員の活動について、新潟県農業会議の石山会長より「妙高市は頑張っていたいており、委員の皆さんによるしくお伝えください」とのお褒めの言葉をいただきましたので報告させていただきます。全国的には活動が活発に行われていない市町村もあるようで、補助金の十分な活用につながっていないようです。皆さんも春先から農作業が本格化してきますが、積極的な委員活動をお願いします。

そのほか、令和7年度から所有者不明農地対策事業が新設されるそうです。所有者不明農地は全国的な問題であり、今後、当市でも発生が予想されますし、そういった農地の相談を受けた場合などは事務局にご相談ください。

同じく今月17日には市役所で、5年に1回改訂される妙高市農業・農村基本計画の3回目の策定検討委員会が開催され、出席しました。同検討委員会では関係団体の代表者が集まり、最終案が出来上がりました。今後、事務局からも説明があるかもしれませんが皆さんにも報告させていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。スムーズな議事進行にご協力をお願いします。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第12回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。9番の関原 正晴委員、10番の生井 一広委員よろしくをお願いします。

本日の議題は、報告事項が5件、議案が6件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第4号 農用地利用集積計画の変更届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

報告第8号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

以上、報告事項5件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第4号 農用地利用集積計画の変更届出について、です。

1月に届出がありました賃貸借料および期間の変更が7件、期間の変更が1件です。

こちらにつきましては、1番から4番については期間満了が近いことから変更するものであり、それらの変更に合わせて5番から7番については期間満了まで期間がありますが、この機会に合わせて変更したものです。

3ページ報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

1月に届出がありました合意解約は、33件です。

1番から7ページ22番については農地中間管理機構経由の契約です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、24番を除き、引き続き他の耕作者により耕作が行われる農地です。

「他の人に貸す」農地については、いずれも今月の総会および来月以降の総会に上程される予定の農地です。

事務局 次に10ページ、報告第6号 農地転用事実確認証明等報告について、です。  
1月につきましては、法務局からの農地の転用の事実に関する照会が6件です。  
3番から6番は、農地台帳に登載されておらず、現地確認を行いましたが高年にわたり農地としての利用がされていないことを確認しました。  
1番、2番は、農地台帳に登載されているものの3番から6番と同様、長年にわたり農地としての利用がされていないことを確認しました。  
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員さんとともに現地確認しております。  
なお、その結果について法務局へ報告しています。

次に12ページ、報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。  
1月の届け出は、相続件数は19件、新たなあつせん希望はありませんでした。

次に13ページ、報告第8号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、です。  
賃借料情報は、令和6年1月から令和6年12月までの間を契約初日とした新規賃貸借契約又は更新賃貸借契約を締結し、議決をいただいた農地についてまとめたものです。  
賃借料情報の算出区分は、10aあたりの「田の現金支払い」、「田の現物支払い」、「畑の現金支払い」について算出しています。

まず、10aあたりの「田の現金支払い」についてです。

一覧表は、合併前の旧市町村のそのまた前の旧町村地域別に、圃場整備地と未整備地別に算出しております。

賃借料の算出は、急激な変動を緩和するために、前年の平均額に対して3割以上の高い額又は低い額のデータを除いたものを有効データとして算出した結果です。

平均額が空欄のものは、過去3年を超える期間、データがなく算出できない地区です。

平均額の金額が（ ）書きのものは、昨年のデータがなく、平均額を算出できない地区のため、直近の3年以内に算出した平均額の額を（ ）書きで記載しています。

次に、10aあたりの「田の現物支払い」と「畑の現金支払い」についてです。

2件ともに「田の現金支払い」に比べてデータ数も少ないことから、市内全域で集計しました。

以上、賃貸借情報の提供について説明をさせていただきましたが、あくまでも令和6年1年間に締結公告された賃貸借情報をまとめた参考資料であることや、その年ごとや地域ごとの事例のバラつきなどご承知おきいただきたいと思います。

なお、賃貸料情報として参考賃借料とともに裏表印刷して、3月のJAの定期配送により市内農家に配付する予定にしております。

以上、報告案件について説明させていただきました。  
よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 報告第5号の24番の解約後の状況の不耕作について、詳細がわかりましたら説明願います。

事務局 書類の提出時の聞き取りですが、ほ場の用水の取入れが悪く地権者との協議でこのたび解約となったものです。

議 長 他にありませんか。無いようですので、報告事項5件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、14ページをご覧ください。今月の許可申請は、1件です。

申請地は大字五日市地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：266㎡です。

位置図は、資料No.2 17ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の居宅の近くに位置する農地であり、利便性の良いことから、親戚でもある譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲渡するものです。

なお、当該譲受人は妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、担当農業委員、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、長年に渡って当該農地での耕作を手伝っており、譲渡人から権利移転に関する相談があったことから、今回の申請に至ったとのことです。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、継続して耕作する意向があることから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで出席委員では新規就農者として2月総会に議案を上程することで全員同意をいただいたものです。

議 長 担当委員の説明について、積雪により現地確認が実施できないことから、事務局の説明のみとします。

それでは、議案第6号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

#### < 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

#### < 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、許可することに決定しました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、15ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は、柳井田町5丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積52㎡です。

位置図は、資料No.3 18ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地

事務局 であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

譲受人は、申請地を売買により取得し、周辺の土地に整備する一般住宅の敷地として、堆雪場の整備を希望しています。

以上、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えま。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第7号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決しま。

お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、許可することに決定しました。

次に、議案第8号 農用地利用集積計画について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページ、議案第8号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
今月は、新規設定32件、再設定32件の合計64件です。

1番から25ページ32番につきましては新規設定です。

契約内容は、28番を除きすべて賃貸借となっております。

1番から12番は、中間管理事業による賃貸借です。すべて市内の法人による契約となっております。

続きまして、25ページ33番から30ページ64番につきましては、再設定です。

契約内容は、51番を除きすべて賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えましますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第8号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第8号 農用地利用集積計画について、を採決しま。

お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号は、市長に要請することに決定しました。

次に、議案第9号 農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について、を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定については、31ページ  
32ページをご覧ください。

先月の総会のその他事項で、検討部会での検討結果の報告と、算出の方法等について説明させていただきましたが、農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額については比較表、31ページのとおりとなります。

積算・比較した結果、参考額に変更が生じたものは、

- ・「田 耕うん」参考額 整備地200円、未整備地300円増額
- ・「畑 耕うん」参考額 300円増額
- ・「代かき」参考額 整備地・未整備地ともに300円増額
- ・「機械田植」「側条施肥機能付」参考額 整備地・未整備地ともに200円増額
- ・「稲刈取コンバイン」参考額 整備地400円、未整備地500円増額
- ・「乾燥籾摺り」及び「色彩選別機付き」の参考額 60kg 当たり100円増額
- ・「そば刈取コンバイン」参考額 100円増額

し、それ以外は、現状据置きとなりましたので、令和7年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額として提案いたします。

なお、議案として提案した内容を反映したものが 32ページの参考資料で、3月のJAの定期配送により市内農家に配布周知し、4月1日から適用が開始されることとなります。

以上、令和7年農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額の決定について説明をさせていただきました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第9号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第9号 農作業労賃及び農業用機械利用料金参考額の決定について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号は、原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第10号 令和7年度以降の農地の参考賃借料の設定について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 令和7年度以降の農地の参考賃借料の設定について、ご説明させていただきます。  
33ページ・34ページをご覧ください。

先月の総会のその他事項で設定の方法等について協議をいただいた参考賃借料計算表をご覧ください。

協議をいただいた算定方法により、各地区ごとに計算した結果、右から4番目の列の数値となります。通常、その数値を250円・750円をさかいに、500円・1000円単位で端数調整したものの参考賃借料としておりますが、今回は下落幅が大きいことから現行の参考賃借料から概ね5%以内の増減率となるよう調整を加えました。

これは、市内の法人等へのアンケート結果により、前回よりも生産費が占める割合が増加し、その分土地の賃借料の占める割合が減少したことが要因と思われます。物価高による生産コストの上昇や、農地を手放す方が多いことを踏まえ、賃借料が下落することは妥当な傾向と考えられることから、今回提案させていただきました。

なお、議案として提案した内容を反映したものが34ページの参考資料で、3月のJAの定期配送により市内農家に配布周知し、4月1日から適用が開始されることとなります。

以上、参考賃借料について説明をさせていただきましたが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第10号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

#### < 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第10号 令和7年度以降の農地の参考賃借料の設定について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### < 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第11号 地域計画（案）に関する意見聴取について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 35ページ、議案第11号 地域計画（案）に関する意見聴取について、をお願いします。

本件は、2月10日付で妙高市長から意見を求められたものです。

地域計画の策定にあたっては、農業委員会では、農業者の皆さんへのアンケートの実施から始まり、その後の回収、回収率アップに向けた農業委員・推進委員の皆さんからの地道な催促を行っていただき、アンケート結果による農家の皆さんの意向を最大限に反映した「目標地図の素案」を作成したところです。

事務局 その後、農業委員・推進委員の皆さんからは、市内全域を対象に3回、一部地域では4回行われた「協議の場」へ毎回参加していただき、その場の運営のほか、毎回の内容の地域へのフィードバックや次回への参加の声かけなど、尽力をいただきながらこれまで策定を進めて来たものであります。

本当にありがとうございました。

昨年末には、計画案の説明会が開催されましたが、このたび最終的な案としてまとめられたことから、意見を求められたものであります。

なお、市長から提出のあった資料（計画と地図）を議案に別冊の参考資料として添付してありますので、この後の農林課の説明に合わせご覧ください。

以上、説明させていただきました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 続きまして農林課担当者の説明をお願いします。

農林課 地域計画は、令和5年4月1日付け農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまでの「人・農地プラン」が名称を変え、今回、関係者の皆さまとの協議により、作成したものです。

これまでの「人・農地プラン」との大きな違いは、「地域計画」では、10年後の地域農業において、農地利用の姿を示した「目標地図」を作成し、農業を担う者ごとに利用する農地について、誰がどの農地を耕作するのかを明確にした点です。

地域計画は9プランあり、昨年12月の説明会で案として皆さまにお示ししたものと大きな変更はありませんが、説明会でいただいたご意見等については修正、反映をしております。

なお、「新井・水上・鳥坂プラン」については、これまで3会場それぞれ協議の場を開催してきましたが、新井・水上・鳥坂エリアの内容をまとめまして1つの計画として作成しています。

地域計画（案）の内容ですが、9プランごとに、例えば、ほ場整備が進められてきたところ、そうでないところなど、それぞれ状況が違う中で、現状と課題については、「まだまだ未整備農地があり、農道や農地が狭いために大型機械が入らないなど、条件が悪く集約が難しい」といったエリアごとの課題をあげています。

また、地域農業の将来の在り方としては、水稻中心の耕作を推進しつつ、法人間、耕作者間での話し合いや調整により集約化を進めること、園芸栽培に取り組み複合経営を進めること、スマート農業を導入することで作業の省力化・効率化を進めることとしております。

最後になりますが、今後の予定です。

現在、新潟県農林公社、JA、土地改良区、そして本日の農業委員会と意見照会を行っております。

3月5日を意見照会の期限とさせていただいており、意見照会の結果を踏まえ、必要な修正等を加えた上で、その後、縦覧・公告を経まして、今年度の3月末までに策定したいと考えております。

計画の策定後は、年1回の協議の場を開催したいと考えておりますので、引き続き農業委員、推進委員の皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、ご説明させていただきましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第11号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第11号 地域計画（案）に関する意見聴取について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおりとし「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第11号については「意見なし」とすることに決定しました。  
議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第12回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 霜 鳥 勝 範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和7年3月28日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印